高鍋町告示第7号

平成31年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。 平成31年2月27日

高鍋町長 黒木 敏之

1	期	日	平成31年3	3月5日	(火)					
2	場	所	高鍋町役場	楊議場						
		_								
○₿	会	日に応	招した議員							
			田中	義基君				永友	良和君	
			八代	輝幸君				松岡	信博君	
			後藤	正弘君				黒木	博行君	
			黒木	正建君				古川	誠君	
			中村	末子君				春成	勇君	
			日髙	正則君				杉尾	浩一君	
			緒方	直樹君				青木	善明君	
──────────────────────────────────										
\bigcirc 3	0月1	Д (С	心拍 した譲り	₹		⊟ 1.				
						同上				
03	3月1	8日に	応招した議員							
			,.			同上				
		_								
03	3月1	9日に	応招した議員							
						同上				
		_								
\bigcirc 3	3月2	0日に	応招した議員	1						
						同上				
Ω I;	5切1	ナンカン	った議員							
○応招しなかった議員										
		_								

平成31年 第1回(定例)高 鍋 町 議 会 会 議 録(第1日) 平成31年3月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成31年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

- (1) 議長の会務報告
- (2) 議員派遣の報告
- (3) 例月現金出納検査結果報告
- (4) 定期監査結果報告
- (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第8号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議案第9号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第10号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号)
- 日程第12 議案第11号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第12号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第13号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第15 議案第14号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止につ いて
- 日程第16 議案第15号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す

る条例の一部改正について

- 日程第18 議案第17号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正 について
- 日程第19 議案第18号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第21号 学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい て
- 日程第23 議案第22号 高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 平成31年度高鍋町一般会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成31年度高鍋町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
 - (1) 議長の会務報告
 - (2)議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第8号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議案第9号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第10号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第11号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第12号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第13号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第15 議案第14号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止につ

いて

		いて							
日程第16	議案第15号	職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について							
日程第17	議案第16号	高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す							
		る条例の一部改正について							
日程第18	議案第17号	高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正							
		について							
日程第19	議案第18号	高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について							
日程第20	議案第19号	道路占用料徴収条例の一部改正について							
日程第21	議案第20号	高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について							
日程第22	議案第21号	学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい							
		て							
日程第23	議案第22号	高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について							
日程第24	議案第23号	平成31年度高鍋町一般会計予算							
日程第25	議案第24号	平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算							
日程第26	議案第25号	平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算							
日程第27	議案第26号	平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算							
日程第28	議案第27号	平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算							
日程第29	議案第28号	平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算							
日程第30	議案第29号	平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算							
日程第31	議案第30号	平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算							
日程第32	議案第31号	平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算							
日程第33	議案第32号	平成31年度高鍋町水道事業会計予算							
_									
		出席議員(14名)							
	1番 田	中 義基君 2番 永友 良和君							
	3番 八	大 輝幸君 5番 松岡 信博君							
	6番 後	※ 正弘君 7番 黒木 博行君							
	8番 黒	木 正建君 10番 古川 誠君							

欠席議員(なし)

11番 中村 末子君

15番 緒方 直樹君

日髙 正則君

13番

欠 員(なし)

12番

14番

春成

16番 青木 善明君

勇君

杉尾 浩一君

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君

議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 児玉 洋一君 教育長 …………… 川上 浩君 農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君 代表監查委員 ………… 黒木 輝幸君 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………………………… 河野 辰己君 財政経営課長 ……… 徳永 惠子君 建設管理課長 ………… 惠利 弘一君 農業政策課長兼農業委員会事務局長 ……………………… 横山 英二君 地域政策課長 ……… 渡部 忠士君 会計管理者兼会計課長 … 鳥井 和昭君 町民生活課長 ……… 山下 美穂君 健康保険課長 ……… 宮越 信義君 福祉課長 ………… 中里 祐二君 税務課長 ……… 杉 英樹君 上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君 教育総務課長 ……… 野中 康弘君 社会教育課長 …… 稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長(青木 善明) おはようございます。只今から、平成31年第1回高鍋町議会定例 会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長(永友 良和君) 2番。おはようございます。平成31年第1回 定例会の招集に伴いまして、先日、2月28日、午前10時より第3会議室において、議 会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係 課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催 いたしましたので御報告をいたします。

今議会に提案されます議案は、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦についての諮問が 4件、平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)など補正予算が5件、町道認定路 線の変更及び町道路線の認定が1件、予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例 の廃止が1件、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正等、条例の一部改正 が7件、高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定が1件など、条例関係が9件でありま す。また、平成31年度高鍋町一般会計<u>※補正</u>予算及び国民健康保険特別会計予算など、 特別会計予算が9件の合計10件、全部で29件の議案の説明を受けました。

委員に意見を求めましたが、特に意見はなく、その後、議会事務局より会期についての 説明を受け、会期については3月5日本日から3月20日までの16日間、また一般質問

※後段に訂正あり

については、町長の施政方針に伴い最終日の前日2日間、18日と19日に11名で行う ことで委員全員の意見の一致を見たところであります。

また、今定例会は長丁場となりますので、議会がスムーズに進行できますよう議員各位 の御協力をお願いいたしまして、御報告といたします。

済いません、ちょっと訂正いたします。平成31年度高鍋町一般会計予算のことを補正 予算と言ってしまいました。「補正」はのけて「一般会計予算」でございます。訂正して おわび申し上げます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(青木 善明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、 会議規則第125条の規定によって、8番、黒木正建議員、10番、古川誠議員を指名い たします。

日程第2. 諸報告

〇議長(青木 善明) 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより、朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青木 善明) 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明 を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

O代表監査委員(黒木 輝幸君) 代表監査委員。おはようございます。地方自治法第 199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき定期監査を実施しましたの で、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

まず、東西小中学校の備品監査の結果から御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成31年1月11日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。監査結果報告書は皆様のお手元に配付をされております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、監査の対象としましたのは、東西小中学校の備品の管理状況についてでございます。重点事項としましたのは、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品管理簿、 備品整理票は整理をされているか、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に 管理されているかについてであります。 第2に、監査の期間でございますが、平成30年12月25日、12月26日の2日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、各学校とも教育総務課職員及び学校関係者の立ち 会いのもと、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をいたしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。各学校とも、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品管理簿、備品整理票は整理されており、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。なお、消耗品に分類されるものや廃棄処分すべきものも一部見受けられましたので、適正に処理するよう要請をします。

なお、今回、監査の対象となりました備品の現在高は別表のとおりでございます。

続きまして、平成28年度、29年度、契約事務の監査結果について御報告いたします。 監査の結果につきましては、平成31年2月20日付で町長、町議会議長、教育長に報 告書を提出いたしました。監査結果報告書は皆様のお手元に配付されております。その概 要について御報告申し上げます。

第1に、監査の対象としましたのは、平成28、29年度工事請負契約事務、平成28年度、29年度工事等設計監理業務委託契約事務についてでございます。重点事項としましたのは、ア、契約の締結は公正かつ適正に行われているか、これは競争、見積入札、随意契約であります。イ、契約の履行は的確に確保されているか、ウ、完成検査は適正に行われているかについてであります。

第2に、監査の期間でございますが、平成31年2月6日から2月8日までの3日間で ございます。

第3に、監査の方法でございますが、契約事務に関する起案から完成検査までの全ての 関係書類の提出を求め、監査を行いました。

第4に、監査の結果について申し上げます。平成28、29年度工事請負契約事務、平成28年度、29年度、工事等設計監理業務委託契約事務における競争、見積入札につきましては、資格審査、指名審査に係る規定に基づき、公正に執行されていることを認めました。随意契約につきましても、法令及び町財務規則に基づき執行されていることを認めました。また、契約の履行につきましても、検査は適正に行われていることを認めました。なお、今回、監査の対象となりました契約事務は別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(青木 善明) 次に、町長の政務報告を行います。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 町長。皆さん、おはようございます。平成30年12月1日から 平成31年2月28日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町、高鍋商工会議所、宮崎県立高鍋高等学校、宮崎県立高鍋農業高等学校による包括連携協定締結式についてでございますが、12月4日、高鍋町役場においてとり行いました。本協定は、それぞれが有する資源を有効活用し、地域社会の発展や次世代を担う人財育成と、地域のモデルとなるような取り組みの実践を目的として連携するもので、

今後は、地域一丸となって地方創生及びキャリア教育推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消防始式についてでございますが、1月6日、小丸河川敷広場において挙行いたしました。各部とも訓練の成果を十二分に発揮し、大変すばらしい始式でございました。また、前回までは早朝に実施しておりました市中行進を午後に行い、消防団員のほか野球スポーツ少年団に所属する東西小学生も参加し、多くの方々に火災予防の啓発パレードを見ていただくことができました。

次に、高鍋町ふるさと応援大使委嘱式についてでございますが、1月29日に東京都内においてとり行いました。今回、大使の第4号として、高鍋町出身で川崎市藤原歌劇団所属のオペラ歌手押川浩士さんに委嘱状を交付いたしました。高鍋町の魅力に関する情報発信や応援をしていただけるものと期待しております。また、同日には、楽天ショップ・オブ・ザ・イヤーふるさと納税賞授賞式も都内で行われ、出席してまいりました。ふるさと納税賞につきましては、昨年に引き続き、2度連続の受賞となりました。今後も、ふるさと納税制度を通じて、高鍋町の資源や魅力をさらに発信してまいりたいと考えております。次に、春季野球キャンプについてでございますが、2月4日から3月21日までの約1カ月半にわたり、順次キャンプインしていただいております。本年は、1社会人、3大学のキャンプを誘致することができました。今後も、新たに継続的に来訪していただけますよう環境整備、おもてなしに努めてまいりたいと考えております。

また、2月7日には、昨年に引き続き名古屋商科大学硬式野球部による野球教室を開催していただき、町内のスポーツ少年団や部活動の指導者や選手、約50名が熱心に指導を受けておりました。

次に、第28回生涯学習推進大会、第45回自治公民館大会についてでございますが、2月24日にたかしんホール、中央公民館において開催し、約500名の参加がありました。大会では、自治公民館に功労のあった6名と1団体が表彰を受け、講演では、UMKテレビ宮崎のアナウンサー、高橋巨典さんが「美しい文教のまち高鍋とあなたがさらに輝くための魔法」と題し、言葉の持つ意味や大切さ、高鍋の情報発信力、コミュニケーション力がふるさとへの誇りを高めることなど、事例を示しながら、御講演をしていただきました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお 願い申し上げます。

○議長(青木 善明) 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

- ○議長(青木 善明) 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。
- 〇町長(黒木 敏之君) 町長。2019年、世界経済は、迷走する自国第一主義の米トランプ政権に翻弄され、米中貿易戦争による中国経済の減速や英国の欧州連合EU離脱をめ

ぐる混乱など、グローバル化を先導した米英が国際協調に背を向け、今後の世界経済の先 行きに不透明感を投げかけています。

そのような世界情勢の中、日本は自由貿易の旗手として存在感を示せるのか、消費税 10%へ引き上げ後も人口減少、超高齢化社会のもとで持続的に成長していく足場を築け るのか、経済の安定を保ち続けることができるのか、官民挙げての新たな変革への取り組 みが求められています。

目まぐるしく変化していく時代にあって、地方都市、地方に生きる者にとって、今後どのような課題が投げかけられてくるのでしょうか。あるいは、選択と集中のまちづくりが求められる中、高鍋町のまちづくりは何を優先し、どのように取り組むべきなのでしょうか。時代を読み、未来を想定し、より効果的で実行力のある高鍋町のみらい戦略を構築していかねばならないと考えています。

2019年、時代はさらに急速に進化を遂げています。人口減少、超高齢化社会、東京一極集中、地方創生、技術革新、価値観の多様化、さまざまな改革や変化が求められる時代にあって、新たなキートレンドとして人工知能AI、SDGs、働き方改革を上げさせていただきます。これらのもたらす変化について、正しく認識し受け入れることが重要であると考えます。

人工知能AIによる技術の飛躍的な革新は、資本主義の常識を変え、脳が価値であり対価となる頭脳資本主義の時代を創出させ、労働者の数を集めて生産性を高めることで国内総生産GDPを決めてきた時代から、これからは頭脳のレベルがGDPを左右する時代へと変化し、私たちの生活や社会基盤、価値観までも急速に変えていくことになります。

SDGs、持続可能な開発目標は、国際社会のコンセンサスであり、排除から包摂へという新たな時代の方向性、価値観をつくり出すことであり、持続可能な社会の実現に向けて企業、行政がそれぞれを理解し、それぞれにチャレンジしていく必要があります。

働き方改革については、本年、労働時間について初の上限規制を含む働き方改革関連法が施行されます。今後どのように働き方改革に取り組むべきなのか、新しい法律の意義を十分に理解し、働く人のための視点に立った改革を実行することが重要であり、新たな働き方の価値観が生み出されるものと考えます。急激な大変革期の真っただ中にあって、私たちはさらなる変化、改革、革新をしていくことを怠るわけにはいきません。

私は、高鍋町長就任以来、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生をビジョンとし、農 畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、まちは元気になるという基本理念のもと、産業 振興、福祉・子育て・教育、住環境の整備の3つをまちづくりの柱とし、改革の努力を積 み重ねていく風土の中で、すぐれた人材が育ち、若者がチャレンジできて働きがいのある 雇用の場があり、高齢者が健康で生き生きと過ごせて、子育て、教育に最適な福祉環境を 備えた、誰もが住みたいと思う豊かで美しい城下町を目指し、高鍋町の改革、新たなまち づくりに取り組んでまいりました。

この2年間を振り返りますと、町民の皆様のお力添え、町議会議員の皆様の御支援、職

員の努力もあり、南薩食鳥株式会社様、エイムネクスト株式会社様等の企業誘致を行い、中学生までの医療費の無償化、65歳以上のインフルエンザ予防接種の自己負担を1,000円にするなどのほか、ふるさと納税の推進、施設のネーミングライツの導入、鈴木馬左也シンポジウム、明倫堂シンポジウムの開催、キャリア教育支援センターの開設等、多くの成果を生み出すことができたとともに、北のママンマルシェTAKANABE、南の宮崎キヤノン、西の高鍋温泉めいりんの湯の民営化、そして今後、東の高鍋駅・蚊口海浜公園の活性化、町なかの活性化へと取り組む準備が整いつつあります。そしていよいよ、宮崎キヤノン株式会社様の宮崎工場が完成し、操業が始まります。新産業創出、雇用の場の創出が実現されることにより、高鍋町の発展はさらに勢いを増していくと考えます。本年、平成31年度は、この2年間御提案しております「10の達成すべき目標」のもと、新たな課題を勘案し、選択と集中による短中長期的な計画を詳細に立案、実行し、皆様とともにさらに大きな成果をつくり出していかねばなりません。

「達成すべき目標」 1、農畜産業支援、農畜産品のブランド化、農畜産品の6次産業化、 有機農業の促進、農畜産品の販売促進、JA児湯との連携促進、高鍋農業高校・農業大学 校との連携促進、農業後継者・新規就農者の育成支援、家畜伝染病の防疫強化。

- 2、福祉の充実、石井十次先生生誕の地として「福祉のまち」の推進、子育て世代の生活と雇用の支援、放課後児童クラブ・子どもの貧困対策等児童支援、高齢者や障がい者、 障がい児が生き生きと暮らせるための支援。
- 3、企業誘致、雇用創出、企業誘致助成制度の充実、積極的な企業誘致活動の推進、レンタルオフィス、シェアオフィスの推進、誘致企業との意見交換会の開催、町民の職能教育支援、起業家の育成支援。
- 4、商工業支援、ふるさと納税制度の推進、商工業者・地場産業者との意見交換会の開催、「まちなか」活性化の推進、空き店舗対策の推進、地場産品開発の支援、地場産品の販売促進支援、後継者育成支援、商工会議所との連携促進。
- 5、観光促進、飲食業の支援、高鍋駅舎周辺及び蚊口海浜公園の整備促進、高鍋城址舞鶴公園の整備促進、持田古墳郡と花守山の連携、世界遺産登録推進、観光イベント(高鍋城灯籠まつり、サーフィン大会等)への支援、アートフェスティバル(高鍋町美術館創設20周年記念)の開催支援、城下町の景観づくりの推進、伝統芸能(高鍋神楽等)の支援。
- 6、文教の町の再生・教育支援、小中高の交流と地域の連携による効果ある学校教育の 推進、まちなかに教育子育で施設の設置推進、スポーツ・文化活動の支援、スポーツ施設 の整備。
- 7、防災・環境整備・美しい高鍋づくり、防災対策の推進、宮越樋管の整備促進、災害 危険箇所、未整備インフラの整備促進、コンパクトで美しく機能性にすぐれたまちづくり の推進。
 - 8、人口増加・定住支援、定住支援策の推進、町の魅力発信。
 - 9、町民の声を町政に反映させる仕組みづくり、男女共同参画社会づくりの推進、高鍋

町ホームページによる積極的な情報発信。

10、役場の活性化、綱紀粛正の徹底、職員研修、人材育成の推進、町長表彰制度の充実、親しまれる役場づくりの推進、各課の明確な年度目標の設定、役場全体の年度目標を全職員で共有化、町長は課長、課長補佐と個人面談を実施、笑顔、挨拶、掃除の推進。

以上、急激に変化していく時代にあって、今すぐにやるべきこと、短期、中期、長期の目標を明確にし、大胆な改革をスピーディーに推し進めながら、「豊かで美しい歴史と文教の城下町・たかなべの再生」に取り組んでまいります。誰もが暮らしたいと願う、豊かで美しい高鍋町を、子どもたちの未来のために、この町に生きる者の使命として、皆様とともに力を合わせてつくっていかねばらないと考えています。

「凡そ戦いは、正を以って合い、奇を以って勝つ」中国の戦略家、孫子の書き残した孫子の兵法の一節に習い、まちづくりの戦いに勝つには、まずは正攻法で真正面から正々堂々と取り組み、時に臨機応変に対応して、アイデアを練り勝利していかねばらないと考えます。

本年度が、高鍋町のまちづくりにとりまして大きな一歩となりますよう、皆様方の積極的な御支援、御協力をお願い申し上げ、平成31年度に挑む私の所信とさせていただきます。

日程第4. 会期の決定

○議長(青木 善明) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青木 善明) 異議なしと認めます。しがたって、会期は、本日から3月20日までの16日間に決定いたしました。

日程第5. 諮問第1号

日程第6. 諮問第2号

日程第7. 諮問第3号

日程第8. 諮問第4号

- ○議長(青木 善明) 次に、日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから、日程第8、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてまで、以上4件を一括議題といたします。 一括して提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 町長。諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから、諮問第4号 人権擁護委員の推薦についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、諮問第1号についてでございますが、同委員の徳久陽子氏が平成31年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を同委員に推薦したいので、人権

擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号から諮問第4号についてでございますが、いずれも同委員である幸丸 公子氏、井手口順氏、甲斐和俊氏が平成31年6月30日をもって任期満了となることか ら、諮問第2号につきましては杉田淳子氏を、諮問第3号につきましては岩永修一氏を、 諮問第4号につきましては中武功見氏を新たに同委員に推薦したいので、人権擁護委員法 第6条第3項の規定により、議会の意見も求めるものでございます。

以上4件につきまして、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(青木 善明) 諮問第1号につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略 し、諮問第2号から諮問第4号につきまして、略歴の説明を求めます。総務課長。
- 〇総務課長(河野 辰己君) 総務課長。それでは、諮問第2号から諮問第4号まで、順次、 委員の略歴の紹介を申し上げます。

まず、諮問第2号でございますが、氏名、杉田淳子。生年月日、昭和37年10月20日生まれ、56歳。現住所、高鍋町大字高鍋町631番地3。最終学歴、昭和56年3月、宮崎県立高鍋高等学校卒業。職歴等、昭和58年4月、中崎歯科医院、平成元年4月、同院退職、平成元年5月、ピアノ講師、平成20年9月、高鍋町教育委員会委員1期目、平成23年11月、高鍋町教育委員会委員2期目、平成27年11月、高鍋町教育委員会委員3期目、現在に至る、でおられます。

なお、現在、同氏につきましては、高鍋町教育委員会委員をされておりますが、人権擁護委員との兼職は問題ないというふうに宮崎法務局の方と確認をしているところでございます。

次に、諮問第3号でございます。氏名、岩永修一。生年月日、昭和28年8月17日生まれ、65歳。現住所、高鍋町大字北高鍋3659番地1。最終学歴、昭和51年3月、宮崎大学農学部農業工学科卒業。職歴等、昭和51年4月、宮崎県職員採用、農政水産部農業振興課、平成20年4月、中部農林振興局農村建設課長、平成21年4月、農政水産部農村整備課長補佐、平成22年4月、農政水産部副参事、土地改良事業団連合会指導監、平成24年4月、三部共管工事検査監、平成26年3月、宮崎県退職、平成26年4月、一般社団法人宮崎県農業会議事務局次長、現在に至っておられます。

次に、諮問第4号でございますが、氏名、中武功見。昭和34年9月30日生まれ、59歳。現住所、高鍋町大字蚊口浦36番地10。最終学歴、平成25年3月、九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科卒業。職歴等、昭和58年4月、株式会社リクルート・フロム・エー入社、昭和61年9月、同社退社、昭和61年10月、株式会社東海美装入社、昭和61年10月、同社退社、昭和62年11月、株式会社上成建設東京支店入社、昭和63年8月、同社退社、昭和63年9月、株式会社オクト入社、平成元年3月、同社退社、平成元年4月、有限会社アーバンエチュード設立、代表取締役就任、平成17年8月、株式会社アーバンエチュードへ組織変更、平成24年10月、障害者就労移行支援事業所ぐらんま亭開所、平成26年12月、障害者相談支援事業所ひむか開所、平

成27年3月、保護司就任、平成27年4月、株式会社ダイバーシティひむか設立、代表 取締役就任、平成27年8月、障害者就労定着支援A型ぐらんま茶寮開所、平成29年 3月、ぐらんま茶寮ザ・キッチン開所、現在に至っておられます。

なお、現在、同氏につきましては、保護司をされておりますが、人権擁護委員との兼職 は問題はございません。

以上でございます。

〇議長(青木 善明) 以上で、説明は終わりました。

本4件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから1議案ごとに質疑、採決を 行います。

まず、諮問第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

〇11番(中村 末子君) 11番、中村末子。これは4号議案とも関係がありますので、 よろしくお願いしたいと思います。

平成29年度での相談件数及びその内容、例えば子どもへの虐待などや、マイノリティなど多様化する問題への対応策はどうなっているのか相談をされたのか、相談して解決するまでの流れはどうなっているのか、把握されておられるのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(青木 善明) 総務課長。
- ○総務課長(河野 辰己君) 総務課長。宮崎地方法務局のほうに照会をしたところ、平成29年度の相談件数につきましては13件となっております。主に、相談の内容としましては、近隣トラブル、相続問題、離婚問題などが相談をされているようでございます。そのほかにつきましては、言われたマイノリティの対策であったりとか、そういったものについては、こちらのほうでは把握はできておりません。

以上でございます。

○議長(青木 善明) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青木 善明) これで質疑を終わります。

これから、諮問第1号を起立によって採決します。

本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

[替成者起立]

○議長(青木 善明) 起立全員と認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦 については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番(中村 末子君) 11番、中村末子。この方は、確かに教育委員もされていて、 私は逆にこういう方が人権擁護委員になっていただけるというのはすごくいいことじゃな いかなと思うんです。その理由というのは、現在、子どもたちが貧困化というのが非常に 問われている高鍋町内にありまして、その状況の中で、じゃあどういったことを教育委員会で取り組んでいけばいいのかということを、やはり人権擁護委員であるというその立場から発言ができるものだと、私は思っているんですが、そのことについては本人とは相談をされたかどうかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(青木 善明) 総務課長。
- ○総務課長(河野 辰己君) 総務課長。年間の全体的な法務局のほうのホームページによりますと、人権審判事件の中で、学校におけるいじめの件数が、この相談の中にも大きな割合を占めているところでございます、統計上。杉田淳子氏が教育委員をされているということもありまして、そういった今までの経歴、経験等を含みまして、そういった学校での問題等含めまして、そういった対応をしていただけるという期待を本人ともしているところでございます。

以上でございます。

○議長(青木 善明) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青木 善明) これで質疑を終わります。

これから、諮問第2号を起立によって採決します。

本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(青木 善明) 起立全員と認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦 については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- ○11番(中村 末子君) 岩永氏を推薦するに当たって、この略歴を見ましたら、農業関係をしつかりと歩いてきていただいているという状況ですよね。今まで、いろんなお話を聞いた中で、この農業関係のやはり人権相談というのは余りないような気がするんですけれども、この方を推薦された理由というのは、先ほども説明をしていただいたんですけれども、これからはやっぱり農業関係にもそういった専門家が必要である、人権相談が来るのではないかと予測されて推薦をすると決められたのかどうか、そこのところをお伺いしたいと思います。
- 〇議長(青木 善明) 総務課長。
- ○総務課長(河野 辰己君) 総務課長。岩永氏につきましては、確かに農業の土木が専門の職員であったというふうには聞いておりますが、県職員として長年勤務をされておりまして、そういった職員研修であったりとか、そういった人権問題に職員としての職員研修等でそういったことをずっとされておりますので、そういった経験も含めましてお話をしたところ、快諾を得たところでございます。

以上でございます。

○議長(青木 善明) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青木 善明) これで質疑を終わります。

これから、諮問第3号を起立によって採決します。

本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(青木 善明) 起立全員と認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦 については、適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- ○11番(中村 末子君) 11番。この中武氏を推薦するに当たって、この中武氏の職歴等を見てみますと、障がい者に対しての本当いろんな思いがあるような気がするんです。その中で、いろんな会社を立ち上げておられたりとか、いろんな障がい者に対する助成活動を含め、支援活動というのが非常に大きいと思うんです。その中で、この方に対する要するに推薦をする中で、これからのやはり障がい者にあり方についてのお話とかは、豊富とか述べられておられたのかどうかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(青木 善明) 総務課長。
- ○総務課長(河野 辰己君) 総務課長。同氏につきましては、もともと不動産業の会社、あるいは自分も不動産業を経営をされておりますが、平成25年のほうに九州保健福祉大のほうで学ばれまして、社会福祉士の資格を取得されまして、平成24年あたりから高鍋町の障がい者の雇用全般にかかわりまして、非常に高鍋町の今、障がい者問題、福祉問題の全般的な中心的な人物として活躍をされております。県の役員等にもなられておりまして、まさに障がい者福祉の中心的な人物という形で、そういう話をしているところでございます。今後、そういった人権擁護委員としての活躍も期待をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(青木 善明) 11番、中村末子議員。
- ○11番(中村 末子君) 11番。これは前の3件にも共通することなんですけれども、 やはり人権擁護委員となると法律的な問題というのが非常にかかわってくる可能性がある のではないかというふうに私は思うんです。そこから考えたときに、やはり専門的ではな い、ただ、法律家を紹介するということにもつながってくるのではないかというふうに思 うんですけれども、やはり相談に乗るには、ある一定知識の法律の問題とか知識がないと、 大変じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった形で人権擁護委員につい ては、法務省のほうはどのような形で研修制度を行い、人権擁護委員としてしっかりと対 応できるような状況というのをつくってきておられるのか、そこをちょっと確認させてい ただきたいと思います。

- 〇議長(青木 善明) 総務課長。
- ○総務課長(河野 辰己君) 総務課長。当然、初めて経験される方もいらっしゃいますし、 そういった人権擁護委員の就任に当たっては、事前に研修であったりとか、いろんな講演 会等を含めたのをされるというふうに聞いておるところでございます。そういった面にお きましては、いろんな経験をされた前職につきましては、いろんな経験を持った方々がさ れておりますが、そういった意味ではきっちりとした研修制度が確立されているというふ うに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長(青木 善明) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青木 善明) これで質疑を終わります。

これから、諮問第4号を起立によって採決します。

本件は、適任とすることに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(青木 善明) 起立全員と認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の推薦 については、適任とすることに決定いたしました。

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

○議長(青木 善明) 日程第9、議案第8号平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)から日程第13、議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)まで、以上5件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 町長。議案第8号平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)から議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第8号平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,095万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億1,098万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成30年度の事業費確定等に伴う歳入歳出の調整を行うものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では財政調整基金積立金、私立保育園委託料及び企業立地奨励補助金等の増額並びにふるさと納税経費等の減額を行うものでございます。

歳入では、ふるさと納税の減額及び国県支出金、繰入金、繰越金及び町債等の財源調整 でございます。あわせまして繰越明許費につきましては、第9地区児童用プール改修事業 ほか8件の追加及び補助災害復旧事業ほか1件の変更、債務負担行為につきましては、土 地の借り上げ料の変更、地方債につきましては、保育園施設整備事業ほか12件の地方債 の変更を行うものであります。

次に、議案第9号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億3,137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,224万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では医療費見込みに伴う高額療養費、共同事業 清算に伴う交付金返還金及び基金積立金の増額、歳入では県支出金一般会計繰入金及び繰 越金の増額でございます。

次に、議案第10号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ759万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,855万7,000円とするものでございます。

次に、議案第11号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,246万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,728万円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では概算事業費確定に伴う工事請負費等の減額で、歳入では下水道工事負担金の減額等でございます。

次に、議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ455万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,032万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では制度改正に伴うシステム改修費及び介護給付費 準備基金積立金の増額、歳入では新たな保険者機能強化推進交付金の交付、システム改修 に伴う国庫補助金の交付及び基金積立利子に係る増額並びに国庫補助金の交付に伴う繰入 金の減額でございます。あわせまして、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託ほか 7件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上、5件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(青木 善明) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。
- **○財政経営課長(徳永 惠子君)** 財政経営課長。議案第8号平成30年度高鍋町一般会計 補正予算(第9号)について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度の事業費の確定または見込みに伴います歳入歳出の調整が 主な内容となっております。

歳出から御説明を申し上げます。なお、説明欄の細目単位で御説明を申し上げます。 26、27ページをお開きください。 まず、議会費でございますが、旅費等の見込みにより減額をするものでございます。

その下の一般管理費は人件費等の執行見込により減額、中段ほどにございます記念品に つきましては、町長表彰記念品代を増額をするものでございます。

28、29ページをお開きください。文書広報費は事業費の確定による減額です。

会計管理費は、ふるさと納税の窓口納付の増加によるものでございます。

その下の基金管理費でございますが、財政調整基金積立金は基金運用利子と平成29年 度繰越金の2分の1相当を積み立てるものでございます。

公共施設等整備基金積立金は基金運用利子を積み立てるものです。ふるさとづくり基金、 ふるさと納税積立金は、ふるさと納税の寄附額から関係経費を差し引いたものを積み立て るものでございますが、関係経費の減額に伴い積立金を増額するものでございます。

公共施設等整備基金積立金、施設協力金は、施設協力金を充当しておりました事業費の 減額に伴い積立金を増額するものでございます。

庁舎管理費は、光熱水費の不足が見込まれることから増額、役務費は、4月の人事異動による電話配線の移設等のための増額、その他財産管理費、公用車管理費、31ページの施設協力金事業費はそれぞれ3月末までの見込みにより減額をするものでございます。

企画費、負担金補助及び交付金は、たかなべ未来づくり事業補助金の確定による減額で ございます。

活性化推進事業費は、地域おこし協力隊の委嘱を当初6月の予定としておりましたが 2月の委嘱となったため、関係経費を減額するものでございます。

諸費は確定による減額です。

32、33ページをお開きください。交通安全対策費、報奨金は交通指導員として長年にわたり功労をされた方の退職に伴うものです。

工事請負費は確定に伴う減額です。

電算化推進費、情報管理費は、電算システムに係る委託料やリース料等の確定による減額でございます。

徴税費の賦課徴収費は委託料の確定に伴う減額、及び税還付金の不足が見込まれるため 増額をするものでございます。

34、35ページをお開きください。県知事選挙費は選挙費用の確定により減額をするものです。

次のページの県議会議員選挙費は、3月30日から期日前投票が始まりますので、必要 経費を計上するものでございます。

町議会議員選挙費は選挙費用の確定により減額するものでございます。

38、39ページをお開きください。統計調査員確保対策事業費、漁業センサス費、農林業センサス費、経済センサス費は事業費調整でございます。

40ページ、41ページをお開きください。社会福祉総務費でございますが、積立金は 地域福祉基金利子を積み立てるもの、国民健康保険特別会計繰出金、事務費は制度移行に 伴うシステム改修費の確定による減額、基盤安定は事業費確定による増額、財政安定化支援事業は算入額確定による減額でございます。

次に、老人福祉費ですが、敬老祝金は確定による減額です。

後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、それ ぞれ増減するものでございます。

老人措置費の扶助費は、措置者数が見込みより少なかったことから減額するものでございます。

障害福祉費、報償費から、次のページの扶助費につきましてはそれぞれ見込みにより減額をするもの、償還金利子及び割引料は、平成29年度障がい児通所給付費等負担金等が確定したことに伴い返還金を増額するものでございます。

老人福祉館費は財源更正です。

介護保険事業費繰出金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修が補助対象となったことにより、一般会計繰出金を減額するものでございます。

児童福祉総務費は、町立保育園見直し検討委員会に係る経費が確定したことにより減額 をするものでございます。

児童手当費は見込みにより減額をするものでございます。

4.4、4.5ページをお開きください。子ども・子育て事業費委託料は、保育園利用者数の増や保育単価の引き上げに伴う増額、扶助費は、幼稚園、認定こども園の利用者が見込みより少なかったため減額をするものでございます。

母子福祉費は役務費の見込みによる減額、扶助費は、現時点までの実績と今後の見込み により増額をするものでございます。

保育費、需用費は、保育園給食のまかない材料費を見込みにより減額をするものでございます。

災害救助費は、昨年の台風24号による被災家屋への支援金が確定したことに伴い減額 をするものでございます。

46、47ページをお開きください。保健衛生費の保健衛生総務費は県補助金の確定による財源更正、結核対策費、健康増進事業費、浄化槽設置整備費、妊産婦・乳幼児健康づくり事業費は見込みにより減額をするものでございます。

健康づくりセンター費は、燃料費等の不足が見込まれることにより増額をするものでございます。

48、49ページをお開きください。塵芥処理費は財源更正です。

農業委員会の交付金事業費は農地利用最適化交付金の確定に伴う報酬の減額、事務局費は見込みによる減額でございます。

農業総務費は、昨年の台風災害等への対応により、時間外勤務手当が不足する見込みであることから増額をするものです。

農業振興費は、次のページにもわたりますが、茶の害虫クワシロカイガラムシ防徐薬剤

の購入費用を補助する高品質茶生産技術確立支援事業補助金の追加及び事業費の見込みによる減額でございます。

高鍋町生産調整推進事業費、畜産業費は事業費確定による補助金及び工事請負費の減額でございます。

農地費、少し下がりまして、一ツ瀬川土地改良事業費は、事業費確定による委託料や補助金等の減額と基金利子の積立金の増額です。

尾鈴地区土地改良事業費は、平成31年度に施工を予定しておりました染ヶ岡、鬼ヶ久保地区の県営事業が、国の二次補正により平成30年度に前倒しとなることから、本町負担分を増額するものでございます。

一番下でございますが、国土調査費は次のページになります。

地籍図修正業務委託は対象案件がなかったことから全額を減額するものでございます。

防災ダム費負担金補助及び交付金は、平成31年度に予定をしておりました防災ダムの管理機器整備等が国の二次補正により平成30年度に前倒しとなることから、本町負担分を増額するものでございます。

交流施設費は、加工施設管理委託の確定による減額と基金利子を積み立てるものでございます。

農政企画費の使用料及び賃借料は、きゃべつ畑のひまわり祭りの1日目が中止となった ことにより減額、負担金補助及び交付金及び農業次世代人材投資事業費は事業対象者の減 による減額でございます。

農地中間管理機構事業費の負担金補助及び交付金は耕作者集積協力補助金の確定による 増額でございます。

続きまして、54ページ、55ページをお開きください。鳥獣行政事務費は野生鳥獣の 捕獲数の増加による増額です。

松くい虫防除委託事業費は確定による減額でございます。

商工業振興費、需用費でございますが、企業誘致のパンフレットの作成を西都児湯企業 立地促進協議会で取り組むことから、全額を減額するものでございます。

負担金補助及び交付金は小規模事業者特別融資制度保証料補助金の見込みにより増額、 企業立地補助金は株式会社井上商店と株式会社デイリーマームが補助要件を満たしたこと から、それぞれ5,000万円を補助するものでございます。

ほかの補助事業費につきましては見込みによる減額でございます。

57ページにかけてのふるさと納税推進事業費でございますが、寄附額の減少が見込まれることから、関係経費についても減額をするものでございます。

観光費はスポーツキャンプ団体数の減少による減額です。

建築費でございますが、建築物耐震改修等事業補助金の見込みにより減額をするもので ございます。

道路維持費は財源更正です。

58、59ページをお開きください。町単独道路改良費は、委託料は神祭野坂の道路拡幅工事に伴う畑かん移設設計委託料を計上をいたしました。

工事請負費は、水谷原・弐本松線と神祭野坂との交差点改良工事が平成31年度の防衛 省補助の対象となることが見込まれるため減額をするものでございます。

社会資本整備総合交付金事業費は、事業量の増大に伴う時間外勤務手当の増額と高岡・ 上永谷線道路改良工事費の確定による減額です。

河川総務費の委託料は水門操作委託料が、自然災害防止事業費は脇地区急傾斜地崩壊対 策事業負担金が確定したことによる増額でございます。

都市下水路費は財源更正でございます。

60ページ、61ページをお開きください。公共下水道費は下水道事業特別会計の決算 見込みによる増額でございます。

住宅管理費は、委託料は確定による減額、工事請負費は、舞鶴団地外壁等の改修が平成30年度の社会資本整備総合交付金の補助対象となることが見込まれることから、前倒しで計上をいたしました。

非常備消防費は消防団員数の減による報酬の減額、需用費は見込みによる増額でございます。

消防施設費、需用費は確定による減額、負担金補助及び交付金は東児湯消防組合負担金の確定による減額でございます。

62、63ページをお開きください。災害対策費はそれぞれ事業費の確定による減額で ございます。

教育費の事務局費は、育英会へ1名の方から寄附がございましたので、その出資と国際 交流基金利子を基金へ積み立てるもの、教育振興費、報酬は非常勤講師の勤務実績と今後 の見込みによる減額、負担金補助及び交付金は確定による減額でございます。

一番下の東小学校費、次のページになりますが、西小学校費、それぞれ賃金は学校生活 支援員の勤務実績と今後の見込みによる減額、工事請負費は、バリアフリー改修工事のう ち、学校との協議により一部施工の必要がなくなったため減額をするものでございます。

教育振興費の東小学校費は援助対象世帯数の増による増額、西小学校費は見込みによる 減額でございます。

中学校費の学校管理費、東中学校費、需用費は修繕箇所の一部を災害復旧費で対応したため減額をするもの、備品購入費は確定による減額です。

教育振興費、西中学校費、扶助費は見込みにより減額をするものでございます。

続きまして、66、67ページをお開きください。公民館費、報酬は正職員の配置による減額、ほかは実績見込みにより減額をさせていただきました。

次の図書館費、報酬も正職員配置による減額、旅費は、図書館あり方検討委員会の県外研修を行わなかったための減額、需用費は燃料費等の不足が見込まれることによる増額です。

一般文化財保護費、報酬は埋蔵文化財保護事務員の途中退職による減額、賃金から、次のページの使用料及び賃借料までは、本調査対象外であったことによる減額です。

美術館費、需用費は見込みによる減額、委託料は、空調設備改修工事の実施設計を職員で行うこととしたため、全額を減額するもの、積立金は美術館基金利子を基金へ積み立てるものでございます。

保健体育費の保健体育総務費は見込みによる減額です。

勤労者体育センター費、需用費は見込みによる減額、次のページの高鍋町スポーツセンター費光熱水費は不足が見込まれることによる増額、修繕料は見込みによる減額、委託料は確定による減額です。

総合運動公園費、需用費、役務費は見込みによる減額、委託料のうち工事設計委託は、 バックネットの改修工事の実施設計を2026年の第81回国民体育大会開催時期に合わ せて行うこととしたため、また、ほかは確定により減額をするものでございます。

施設管理費、需用費は見込により、使用料及び賃借料は予約システムの使用を中止した ため減額をするものでございます。

学校給食費は財源更正です。

72、73ページをお開きください。農業用施設災害復旧費は財源更正です。

公共土木施設災害復旧費、以下74、75ページの体育施設災害復旧費までは、昨年の 台風により被災した施設の復旧に充てた経費でございますが、緊急を要したため、概算に て計上しておりましたものを実績に合わせて増減をするものでございます。

中でも、戻っていただきまして73ページの補助災害復旧費につきましては災害査定により、単独災害復旧費につきましては、被災箇所が新たに発見されたため増額をするものでございます。

また、74、75ページになりますが、公債費につきましては、利子は見込みにより減額をするものでございます。

歳出については以上となります。

次に、歳入を御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

地方消費税交付金及び地方交付税は、交付額が確定したことによる増額です。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金の障害福祉費負担金でございますが、障害者自立 支援給付費等負担金及び障害者医療費負担金の平成29年度分の追加交付分でございます。

児童措置費負担金は私立保育園の措置児童者は増加をいたしましたが、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の利用児童者数が減少したことによる減額です。

児童手当国庫負担金は対象者の減によるものでございます。

国民健康保険基盤安定負担金、現年発生補助災害復旧費負担金は事業費の確定による増額でございます。

14ページ、15ページにかけての国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金等それぞれの補助金は事業費の確定または見込みにより、それぞれの補助金額を増額または減

額をしております。

一番下になりますが、国庫支出金の土木費委託金は、水門操作委託金が確定したことに よる増額でございます。

16ページ、17ページをお開きください。県支出金でございますが、県負担金から、 次のページ、19ページまでの委託金までは、只今御説明申し上げました国庫支出金に係 る事業の県費分の負担金及び補助金の増額及び減額でございます。

県単事業費につきましては、それぞれの事業の確定により増額または減額をするもので ございます。

財産収入の財産運用収入の利子及び配当金でございますが、それぞれの基金の運用利息を計上させていただきました。

20ページ、21ページをお開きください。 寄附金は、教育寄附金に1件20万円と育英会寄附金に1件30万円の寄附がございました。

ふるさと納税は3億円を減額し、寄附総額の見込みを22億円といたしたところです。

繰入金の基金繰入金ですが、ふるさとづくり基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金 は充当事業実績に伴う財源調整でございます。

繰越金は平成29年度の純繰越金を計上しております。

22、23ページをお開きください。諸収入の特例事業事務委託金は、農地中間管理機構の特例事業に対する委託金を見込みにより増額をするものでございます。

雑入の粗大金属取引量は金属の売り払い料、宮崎県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじの益金が宮崎県内の販売枚数に応じて市町村に交付をされるものです。

職員厚生会事業主負担金返還金は平成29年度負担金の返還金、過年度負担金精算金は 平成29年度西都児湯環境整備事務組合負担金の精算金です。

過年度重心医療費助成還付金は、過年度の重心医療が介護保険と調整されることにより 還付されるものです。

宮崎県市町村災害安心基金支援金は確定による減額です。

町債につきましては、それぞれの事業費の見込みにより減額または増額をしております。 歳入につきましては以上です。

戻りまして、6ページをお開きください。繰越明許費補正について御説明申し上げます。 追加9件につきましては、事業期間が十分にとれないことから、繰越明許費を設定するも のでございます。

変更2件につきましては、昨年の台風による被災道路等の災害復旧でございますが、歳 出で御説明申し上げましたとおり、災害査定及び被災箇所が新たに発見されたため増額を するものでございます。

7ページ、債務負担行為補正につきましては、下永谷・上地頭用線の国有地借り上げ料 が確定したため増額をするものでございます。

最後に、8ページ、9ページをお開きください。地方債補正でございますが、保育園整

備事業ほか12件の変更は事業費の確定または見込みによる起債限度額の増額変更6件と、 減額変更7件でございます。

以上で、平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)の詳細説明を終わります。

○議長(青木 善明) それでは、暫時休憩いたします。

11時25分から再開いたします。

午前11時16分休憩

.....

午前11時25分再開

〇議長(青木 善明) 再開いたします。

健康保険課長。

〇健康保険課長(宮越 信義君) 健康保険課長。健康保険課関係部分について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第9号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の10、11ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、国保特別会計で支弁しております職員の時間外勤務手当を増額、制度改正に伴うシステム改修委託料の確定に伴い、執行残を減額するものでございます。

次の保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましては、1月支払い分までの実績から年度内の支払いを推計し増額をするものでございます。

次の基金積立金につきましては、平成29年度からの繰越金のうち、基金への積立額が 確定したことから、基金利子も含め、最終的な積立額を増額するものでございます。

次の諸支出金、償還金及び還付加算金、その他償還金につきましては、制度移行による 保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業の清算に伴い返還するものでございます。

続きまして、歳入でございます。6、7ページをお開きください。

保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者高額療養費の増額に伴う追加交付で ございます。

次の財産収入、財産運用収入、利子及び配当金につきましては、国民健康保険基金利子 の確定に伴い増額するものでございます。

次の繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、保 険税軽減額が確定したことに伴う増額、職員給与費等繰入金につきましては、歳出で説明 しました職員の時間外勤務手当、システム改修委託料の調整に伴う減額、財政安定化支援 事業繰入金につきましては、交付税算入分が確定したことによる減額でございます。

8、9ページをお開きください。繰越金、その他繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金を全額計上するものでございます。

次の諸収入、雑入につきましては、国保連合会電算処理システム導入経費確定に伴う返

還金でございます。

続きまして、議案第10号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の8、9ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右側のページ、9ページをごらんください。

保険基盤安定負担金につきましては、保険料軽減額の確定により減額するもの、共通経費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定したため減額するもの、療養給付費負担金につきましては、決算見込みにより今年度納付する額が決定したため増額するもの、療養費市町村負担金につきましては、療養費支給申請に係る審査業務委託見込み件数の増により増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。6、7ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金につきましては、平成29年度からの繰越金計上に伴う歳入調整により減額するもの、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養 給付費負担繰入金、療養費市町村負担繰入金はいずれも歳出にあわせて、一般会計からの 繰り入れを増減するものでございます。

繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金を全額計上するものでございます。 続きまして、議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)に ついて詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の8、9ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、消費税引き上げによる経済的影響の 平準化対策として実施される介護保険料の軽減強化に伴うシステム改修費を追加するもの でございます。

次の保健福祉事業費、一般介護予防事業費につきましては、保険者機能強化推進交付金の交付に伴う財源更正でございます。

次の基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、先ほど財源更正をいたしました保険料と基金利子を財源とし、追加で積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。6、7ページをお開きください。

まず、国庫支出金、国庫負担金、保険者機能強化推進交付金につきましては、本町が実施する地域支援、保健福祉事業の取り組みの評価に応じ国から配分されるもので、平成30年度分の確定に伴い増額するものでございます。

次の国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業補助金につきましては、既に終了をしております介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金の交付に伴い増額するものでございます。

次の財産収入、財産運用収入、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金積立利子の確定に伴い増額するものでございます。

次の繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金につきましては、介護保険料の軽減強化に伴うシステム改修費を増額するとともに、先ほどの介護保険制度改正システム改修国庫補助金と同額を減額調整するものでございます。

戻りまして、3ページをごらんください。債務負担行為の設定でございます。地域包括 支援センター運営を初め、認知症対策、介護予防、日常生活支援総合事業、介護予防教室 など、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための各種支援事業を新年度当初から円 滑に実施するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上で、健康保険課関係部分の説明を終わります。

〇議長(青木 善明) 上下水道課長。

○上下水道課長(吉田 聖彦君) 上下水道課長。議案第11号平成30年度高鍋町下水道 事業特別会計補正予算(第4号)について詳細を説明いたします。

歳出から御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため、前納報奨金を増額するものでございます。

委託料につきましては、下水道接続増に伴う徴収事務委託の増額でございます。

次に、施設管理費の需用費につきましては、浄化センターの電気代の不足による増額で ございます。

委託料につきましては、汚泥量の減による処分費、運搬費の減額でございます。

公共下水道費の工事請負費につきましては、執行残による減額でございます。

同じく、補償補填及び賠償金につきましては、下水道管布設に伴う水道補償がなかった ための減額でございます。

積立金につきましては、消費税が確定したことによる減額でございます。

次に、公債費の元金と、次のページの利子につきましては、地方債償還金の確定に伴い 減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。 土木費負担金の下水道負担金現年分につきましては、猶予地の解除及び一括納付者の増、 滞納分につきましては、宅地造成等により納入があったものでございます。

次に、工事負担金につきましては、キヤノンへの下水道布設工事に係る負担金分がおよ そ確定したことによる減額でございます。

使用料及び手数料の使用料につきましては、下水道使用料の見込みによる減額でございます。

次に、一般会計繰入金につきましては、歳出や他の歳入との調整により増額するもので ございます。

次に、雑入につきましては、消費税還付金の確定に伴う減額でございます。

次に、財産収入の利子及び配当金につきましては、基金積み立ての利息分でございます。 以上でございます。 日程第14. 議案第13号 日程第15. 議案第14号 日程第16. 議案第15号 日程第17. 議案第16号 日程第18. 議案第17号 日程第19. 議案第18号 日程第20. 議案第19号 日程第21. 議案第20号 日程第22. 議案第21号 日程第23. 議案第22号 日程第24. 議案第23号 日程第25. 議案第24号 日程第26. 議案第25号 日程第27. 議案第26号 日程第28. 議案第27号 日程第29. 議案第28号 日程第30. 議案第29号 日程第31. 議案第30号 日程第32. 議案第31号 日程第33. 議案第32号

- ○議長(青木 善明) 日程第14、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてから、日程第33、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上20件を一括議題といたします。
 - 一括して提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてから、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてでございますが、本案につきましては、水谷原・弐本松線と弐本松線を直接接続するため、水谷原・弐本松線の終点を弐本松線との合流点まで延長する終点の変更と、現在の茂広毛平付・高岡線、神祭野坂のルート変更に合わせ起点の変更を行うとともに、現在の神祭野坂を新規路線として、茂広毛平付・弐本松(2)線として新規認定を行うため、道路法第8条第2項及び道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について

でございますが、本条例に規定する予防接種を起因とする健康被害への救済措置につきま しては、本条例制定後の予防接種法の改正により、市町村が行うべき救済措置が法的に規 定されたことから、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定により、民間労働者について時間外労働の上限等が定められたことに伴い、国家公務員、地方公務員においても同様の措置を講じることとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、中学校における部活動の技術指導や大会の引率等を行うことを職務とする部活動指導員を設置することに伴い、その報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、本年度、樋渡地区津波避難タワーが完成したことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本 案につきましては、国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取り扱い要領 の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の一部の減額を資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り行うこととするものでございます。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、県の同条例が見直されたことに伴い、単価を統一するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、現在、公民館の使用開始時間は午前9時からとなっておりますが、9時前に準備作業等を行いたいとの要望が多いことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてで ございますが、本案につきましては、今回施設使用料等の設定を行うとともに、利用料金 制度を導入することにより、指定管理者の自主的な経営努力を発揮することができるよう になると考えられることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定についてでございますが、 本案につきましては、使途・目的を起債償還に充てる場合に限らず、下水道運営上必要な 財源や、今後想定されています更新事業の財源等幅広く活用できるように、財政調整基金 を設置するものでございます。あわせまして、従前の下水道事業債償還基金の設置、管理 及び処分に関する条例につきましては廃止し、その基金残は本基金に引き継ぎ、整理した いと考えております。

次に、議案第23号平成31年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、本町の 財政状況は年々増加する社会保障費及び公債費、企業立地に関する道路整備、特別会計繰 出金のほか、施設の老朽化対策等により財政の硬直化が進んでおり、政策的経費に充てる ことが可能な財源は限られておりますが、施政方針で申し上げましたとおり、10の達成 すべき目標のもと、選択と集中により平成31年度予算を編成したところでございます。

平成31年度一般会計当初予算は、ふるさと納税や社会資本整備総合交付金事業等の減から、歳入歳出それぞれ93億4,300万円となり、前年度予算と比較いたしますと、額では26億3,700万円、率で22%の減となったところでございます。

それでは、概要について、歳入から御説明を申し上げます。

町税につきましては、町民税、軽自動車税、固定資産税は増収、たばこ税は減収の見込みでございます。また、軽自動車税につきましては、環境性能割が新設されることとなります。

地方譲与税から地方交付税につきましては、国が示した地方財政対策と、平成30年度 決算見込みから計上いたしました。また、税制改正に伴い環境性能割交付金が、地方譲与 税には森林環境譲与税が新設されることになります。

国県支出金につきましては、制度に基づき見込まれる額を計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと納税額を10億円計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況等から判断し、ふるさとづくり基金等の活用を図ることにいたしました。

町債につきましては、事業効果等の検討、財政の健全性を重視しながら、後年度交付税 措置される地方債につきましては、有効活用すべきと判断したものを中心に計上したとこ ろでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

総務費につきましては、移住定住地域おこし関連経費のほか、新規事業の会計年度任用 職員制度導入に係る経費、参議院議員選挙費、県議会議員選挙費を計上いたしました。

民生費につきましては、社会福祉協議会補助金、子ども・子育て事業費、各医療費の助成、わかば保育園園舎改修等基本設計業務委託費等を計上いたしました。

衛生費につきましては、新規事業の児湯准看護学校負担金ほか、各種健診及び予防接種 事業費、し尿・廃棄物の処理経費及び西都児湯環境整備事務組合負担金などを計上いたし ました。

農林水産業費につきましては、新規事業の高齢母牛更新対策事業補助金、森林整備意向 調査委託費ほか、新規就農者支援や生産調整対策、多面的支援支払交付金等の補助金など を計上いたしました。

商工費につきましては、商店街の活性化を図るための補助金、ふるさと納税推進事業費、

大時計台撤去費などを計上いたしました。

土木費につきましては、防衛施設周辺道路改修等事業費や社会資本整備総合交付金事業費のほか、町単独道路改良事業費などを計上いたしました。

消防費につきましては、防災資機材整備費のほか、消防団員の訓練活動経費や東児湯消防組合負担金などを計上いたしました。

教育費につきましては、新規事業の小学校教科体育サポート派遣事業費のほか、外国語 指導助手の増員のための経費、東小学校第3棟空調設備改修事業費、東西小学校給食室空 調設置事業費などを計上いたしました。

社会教育費関係では、秋月種茂公没後200年シンポジウム、高鍋町美術館20周年記念事業費、高鍋神楽記録作成準備経費ほか、自治公民館運営費補助金などを計上いたしました。

以上、平成31年度当初予算の概要を申し上げましたが、今後も義務的経費であります 扶助費の伸びが続き、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと予測されますが、限 られた財源を有効に使い、第6次総合計画の目標とする本町の将来像「歴史と文教の城下 町たかなべ~対話でつながる豊かで美しいまちづくり~」の実現に向け、さらなる努力を してまいりたいと考えております。

次に、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ27億7,276万円となり、前年度当初予算と比較すると8.9%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険税、県支出金及び一般会計からの繰入 金等でございます。

歳出では、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業費及び諸支出金等でございます。 次に、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5億788万2,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.3%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入 等でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事業経費、後期高齢者医療広域連合への納付金、健康診 査及び温泉無料保養券交付事業経費等の保健事業費でございます。

次に、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3億6,944万4,000円となり、前年度当初予算と 比較すると19.3%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、一般会計繰入金、雑入等でございます。

歳出では、浄化センターの運転管理等の委託料、工事請負費、人件費、公債費等でございます。

次に、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,032万8,000円となり、前年度当初予算と同額でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、 歳出では委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、 予算総額は歳入歳出それぞれ19億1,218万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると4.7%の増でございます。

予算の内容は、第7期介護保険事業計画による2年目の予算となっており、予算の主な ものといたしましては、歳入では保険料、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入 金でございます。歳出では保険給付費及び地域支援事業費等でございます。

次に、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,700万5,000円となり、前年度当 初予算と同額でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、歳出ではメーター検針等を行う嘱 託員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ33万8,000円で、予算の内容は同委員会の審査を初めとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では構成市町村からの負担金及び一般会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5億4,835万5,000円となります。前年度当初予算と比較すると68.8%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では一般会計繰入金で、歳出では学校法人南九州学園からの高鍋キャンパスの土地購入費、工業用地等造成事業に係る地方債償還金でございます。

次に、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数9,066戸、年間総配水量228万9,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額4億7,378万7,000円、支出総額4億6,590万8,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は収入総額5,000万3,000円、支出総額2億8,821万2,000円で、支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に対

して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。 以上、20件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(青木 善明) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

午前11時55分散会